

## 出資金重要事項説明書

この度は、当組合への出資をお申しいただきまして、誠にありがとうございます。  
お申込みにあたりまして、出資に関する重要事項についてご確認ください。

- 1 新規で出資をお申込みの場合は、組合員証を発行いたします。これはお客様が当組合の組合員であることを証明するために発行するものです。(5口500円を申込単位とします。)
- 2 事業年度の業績等により剰余金が生じた場合、その剰余金の一部を出資金に振替する場合があります。これは、将来に亘り一定の配当金を保証するものではありません。
- 3 共済契約等ご加入中は原則として組合を脱退することはできません。なお、組合員資格が喪失(死亡、解散、除名、府外転居等の法定脱退事由)した場合には、原則として組合を脱退していただくことになります。(諸手続きに関しましては当組合までお問い合わせください。)
- 4 組合脱退事由により、出資金の返金時期が異なります。返金時期は以下のとおりです。
  - ・法定脱退(組合員資格の喪失、契約者死亡、解散、除名等)・・・届出日以降随時返金
  - ・自由脱退(自己都合等、法定脱退以外の事由)・・・12月末までに届出た場合、翌年3月
- 5 お届けの住所又は居所などに変更が生じた場合は、当組合までご連絡ください。ご連絡が無いことによって、当組合がお客様に発信した通知が到着せず、継続して返戻されてきた場合には、以降の通知は行わない場合があります。
- 6 相続人が引き続き組合員となる場合には、組合員(被相続人)の死亡日から90日以内に名義変更手続きを行って下さい。

### 【お問合せ先】

〒604-0932

京都市中京区寺町通二条下る妙満寺前町450番地

京都共済協同組合 TEL 0120-38-0521